

議会の委任による専決処分の報告

(鋼管杭設置工事(補助第216号線)【大蔵三丁目3番から大蔵五丁目10番先】)

- 1 契約件名 鋼管杭設置工事(補助第216号線)【大蔵三丁目3番から大蔵五丁目10番先】
- 2 相手方 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
福田・日鋪建設共同企業体
代表者 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
株式会社福田組東京本店
代表者 大塚進一
構成員 東京都世田谷区池尻二丁目11番3号
日鋪建設株式会社
代表者 日高真吾
- 3 契約金額 議決金額 1,196,532,128円
変更金額 1,247,231,018円
- 4 工期 令和6年6月18日
- 5 変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
②工事着手後、掘削により地中構造物と施工機械との干渉が判明し、鋼管杭の設置方法を変更する必要が生じたため。
③工事着手後、警察署との協議の結果、当初交通誘導員の配置を予定していた箇所の一部で、看板の設置のみでも可となったことにより、配置人員が減少したため。
- 6 専決処分日 令和6年5月22日